

# 越谷市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



## 越谷市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の方が、お互いの関係は「パートナーシップ」であることを宣誓した宣誓書を提出し、越谷市が性的指向や性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する制度です。

## 越谷市

## 目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度の目的…………… P 1
- 2 宣誓を行うことができる方…………… P 1
- 3 宣誓の流れ…………… P 2
- 4 宣誓に必要な書類…………… P 3
- 5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付…………… P 4
- 6 ファミリーシップの届出…………… P 5
- 7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付…………… P 6
- 8 届出事項の変更…………… P 6
- 9 パートナーシップ宣誓証明書等の返還…………… P 6
- 10 Q & A…………… P 7

### 事前予約・受付手続窓口

越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課

- 住 所 〒343-8501  
越谷市越ヶ谷4-2-1
- 電 話 048-963-9119
- FAX 048-965-8028
- メール [jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp](mailto:jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp)



越谷特別市民  
ガーヤちゃん

# 1 パートナーシップ宣誓制度の目的

越谷市は、越谷市人権施策推進指針の理念に基づき、互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進めるため、令和3年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

この制度は、パートナーシップの関係にある二人の宣誓を、市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）を交付するものです。

証明書の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、性的指向や性自認に係る性的少数者（以下「性的少数者」という。）の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

越谷市は、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のため、性的少数者の方への理解促進と支援に取り組んでいきます。

## 2 宣誓を行うことができる方

- (1) 宣誓を行う当日にお二人とも民法に規定されている成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - 双方が市内に住所を有している。
  - 一方が市内に住所を有し、かつ、他方が市内への転入を予定している。
  - 双方が市内への転入を予定している。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。）

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

### 3 宣誓の流れ

受付場所 越谷市人権・男女共同参画推進課  
受付時間 平日8時30分～17時15分

#### 宣誓日時の相談

※宣誓日の1ヶ月前から受付可

電話・FAX・メール・電子申請・来所のいずれかで宣誓日時を予約してください。※事前に要件の確認をいたします。

- ◎余裕を持った日にちで予約してください。
- ◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。  
(戸籍抄本の取り寄せなど)

【電子申請スマートフォン用2次元バーコード】



#### 宣 誓

予約した日時に必ずパートナーの2人でお越しください。  
本人確認書類を提示の上、必要書類(3頁参照)を提出してください。「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップの宣誓に関する確認書」を市職員の面前で署名してください。

◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期いたします。

#### 証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を窓口交付します。  
(1週間程度要します。郵送を希望する方は、別途切手代など自己負担してください。)

※双方又は一方が越谷市に転入予定の場合

#### 転入確認

宣誓後、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。  
宣誓後1ヶ月以内に、転入の事実が確認できる書類(3頁参照)を提出してください。

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。  
詳しくは、3ページをご覧ください。

## 4 宣誓に必要な書類

### (1) パートナーシップ宣誓書

宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)

なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご覧ください。

### (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名してください。

### (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。(同一世帯の場合は1通)

### (4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

越谷市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。(宣誓後1か月以内)

### (5) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書など)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

外国籍の方は、本国官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

### (6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

### (7) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

#### ■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

#### ■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

# 5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付


宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を宣誓者双方に交付します。(1週間程度要します)

パートナーシップ宣誓証明書 (A4サイズ)

越谷市啓発ロゴマーク

様式第3号

第 号



パートナーシップ宣誓証明書

様 様

越谷市パートナーシップ宣誓制度に基づき、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証します。

年 月 日

越谷市長 印



■デザインモチーフ

ハート ・ はと(シラコバト) ・ 四つ葉のクローバー ・ さくら(花) ・ 蝶

- ハート：愛 おもいやり 優しさ 理解
- はと(シラコバト)：平和 羽ばたく 越谷市
- 四つ葉のクローバー：希望 誠実 愛情 幸運を象徴
- さくら(花)：優しさ 美 堤桜
- 蝶：美しさ 喜び 希望 飛び立つ NextStage
- レインボーカラー：LGBTのイメージカラー

パートナーシップ宣誓証明カード

◆寸法 縦54ミリメートル、横86ミリメートル

(表面)

パートナーシップ宣誓証明カード

越谷市パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 第 号



越谷市長 印

(裏面)

この証明カードは、越谷市として、人生のパートナーとして、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。  
この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

年 月 日生 年 月 日生

ファミリーシップの関係にある子の氏名

年 月 日生 年 月 日生

特記事項

## 6 ファミリーシップの届出

ファミリーシップとは、パートナーシップの関係にある方が、その一方又は双方のお子様（養子を含む。）と継続的な共同生活を行っている関係のことです。

宣誓をした方及び宣誓をしようとする方は、届け出ることにより、ファミリーシップとして、お子様の氏名を証明カードに記載することができます。

### ●必要な書類

- (1) ファミリーシップ記載届出書
- (2) 戸籍抄本（ファミリーシップに含めようとするお子様の記載があるもの）
- (3) 届出人の本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

#### ■1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

#### ■2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

### 届出をしようとしている方へ

パートナーシップの宣誓は、主に宣誓する方に関わる事柄であるのに対し、ファミリーシップの届出は、お子様にも関わる事項です。

そのため、お子様がファミリーシップの関係や制度を理解できるよう、お子様の発達段階に合わせて継続的に説明を行うとともに、お子様の意思を十分に尊重してください。

### 証明カードに氏名を記載されたお子様へ

「パートナーシップ宣誓証明カードに関する申立書」を提出することにより、証明カードから自身の氏名を削除するよう申し立てることができます。

## 7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

## 8 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり申請してください。

## 9 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出した場合は、証明書を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。



## 10 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、越谷市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき、二人のパートナーシップを市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A6 越谷市ホームページで手に入れることができます。

Q7 証明書は即日発行されますか？

A7 即日発行はできません。1週間程度で窓口交付いたします。郵送を希望する場合は、別途、封筒、切手代などの負担をお願いします。

Q8 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A8 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。

ただし、このような宣誓等の制度がない状況でやむを得ず、普通養子縁組を行ったなど、パートナーシップを目的にしたものである場合を除きます。

Q9 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A9 外国籍の方も、市民である、又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

なお、同性婚が認められている諸外国において、婚姻されたお二人が、越谷市において宣誓したい場合には、必要書類など別途ご相談ください。

Q10 通称は使用できますか？

A10 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

Q11 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A11 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q12 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A12 基本の申込資格があり、市営住宅に入居を希望している場合には、証明書等をもって「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として扱い、入居資格が得られます。（ファミリーシップの関係にあるお子様も同様です。）

詳細は建築住宅課までお問い合わせください。（☎048-963-9205）

Q13 長年連れ添った同性のパートナーが敬老祝金を受け取る前に亡くなりました。他に親族がいなかったのですが、私は受け取ることはできるのでしょうか？

A13 敬老祝金（弔慰金）については、贈呈時期までにお亡くなりになったときには、その遺族に対し支給することとしています。同居の親族がいない場合は、パートナーシップ宣誓の有無に限らず、生計を同じくしていた方として受給資格が得られます。

詳細は地域共生推進課までお問い合わせください。（☎048-963-9237）

Q14 パートナーが市立病院へ入院しました。病状説明を聞くことはできますか？

A14 市立病院では、いままでも患者さんの申告に基づき、病状説明や面会について配慮しています。手術の同意については、患者さん自身の判断能力がない場合、家族の方から一任されているなど同意が必要になりますので、パートナーであることをお申し出ください。

詳細は市立病院医事課までお問い合わせください。(☎048-965-4532)

Q15 宣誓することで、受けられる民間サービスはどのようなものがありますか？

A15 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡略化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件が異なることも考えられますので、詳しくは事業者へおたずねください。

今後、様々なサービスが広がるよう民間事業者や市民の皆様に対して、証明書等の利用等について周知啓発を進めていきます。

Q16 宣誓書は何年間保存されますか。

A16 10年間保存します。その後に再交付を申請する場合は、あらためて宣誓していただくことが必要です。

Q17 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A17 代理の宣誓はできません。必ず宣誓者のお二人が揃って窓口にお越しください。

Q18 越谷市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A18 双方又は一方が越谷市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓書証明カード」を返還してください。

なお、双方がパートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結した市区町村へ転出する場合は、「パートナーシップ宣誓等継続届」を越谷市に提出することで、パートナーシップ制度を継続して利用することができます。その際、転出先での手続きが一部簡素化されます。

連携協定を締結した市区町村や手続きの詳細は、市のホームページでご覧いただけます。

Q19 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A19 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓書証明カード」を返還してください。

Q20 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A20 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で対応します。周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。



越谷市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き  
(第2版)

令和5年4月発行

越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課

TEL 048-963-9119

FAX 048-965-8028

メール [jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp](mailto:jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp)